

平成30年（ワ）第3194号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 植村和子，下澤悦夫，寺田誠知 外140名

被告 国

平成30年（ワ）第3796号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 秋田正美 外77名

被告 国

原告保田泉 意見陳述書

2020年9月18日

名古屋地方裁判所 民事第4部合議係御中

原告ら訴訟代理人弁護士	大	脇	雅	子
同	青	山	邦	夫
同	内	河	恵	一
同	松	本	篤	周

外36名

1 私は大学を出て、暫く民間企業で働いていました。その後、労働者教育機関の専従をやってきた、一人の労働者です。

私は、1949年4月2日生まれです。高校までの自分には、戦争は遠い存在でした。ただ、修学旅行で出かけた広島原爆資料館で、銀行前にたたずむ人が、原爆の閃光で蒸発し、石に影だけを残して亡くなったという説明を聞いて、戦争とはむごいことにつながるなという意識でした。私の父親からは大学時代に徴兵に会い、敗戦を九十九里浜で迎えたという話と、医者を目指していた叔父が中国大陆に行く途中で戦死した

話しは、聞きました。父親自身の徴兵検査の日程が決まった日の数日前に、親しかった学友が研究室に訪ねてきて、父親と雑談をしたその足で、その学友は母校の高校の裏の松林で青酸カリを飲み、徴兵拒否を貫かれたという出来事がありました。そうした辛い話は、父親からではなく、知人から聞きました。

2 大学に入った頃は、大学自治を巡り、大学管理法案が出され、自由が侵害されるのは問題と言うことで、学生として、デモにも参加しました。同時に、当時はベトナム戦争が起こっていました。ベトナム戦争については、ベトナムは小さな国なのに、アメリカがアジアまで出て、爆弾を落とす理由がわからないと思っていました。その当時、日本の沖縄や国内にある米軍基地から、米軍の戦闘機や戦車がベトナムに出ていました。当時の横浜市長が道路の重量制限を超えているとして、米軍の戦車が日本の道路の通行を許可しないという措置を行い、多くの市民が戦車の前に座り込み、戦車の通行を阻止したこともありました。日本国憲法9条がある日本では、戦争への加担は許されないのだということで、このような首長の判断は当然だと思っていました。

3 私たちが歴史を学ぶことは、今の生活がどのような歴史の上に成り立っているか知る上で、大事なことだと思っています。第二次世界大戦末期の沖縄戦の事に触れたいと思います。

沖縄戦は住民を巻き込んだ唯一の地上戦闘であり、その結果、数十万の住民が「地獄の戦場」の現場を目撃することになりました。沖縄戦における日米両軍の戦死者数は、米軍 14000 人、日本軍 75000 人ですが、沖縄出身兵や一般住民の犠牲は 14 万人に上ると言われており、沖縄本島だけでも三人に一人の方が犠牲になっています。住民の犠牲者が正規

軍人の数よりも遙かに多いのは間違いがないのです。日本軍は日本本土への米軍上陸を阻止するために、「軍官民共生共死の一体化」を県民指導の方針と掲げ、地上戦闘に臨むことになりました。このことは、軍事機密を知る非戦闘員の住民に対しても、敵に投降を絶対許さない事を意味しました。

沖縄本島の南端に追い詰められて、一般住民は、日本兵が雑居したガマの中に一緒に避難していた。戦闘行為を進めるために、日本軍は、足手まといになる負傷兵の命を奪い、泣き声で敵に場所を知られないために小さい子供の命を奪い、米軍の投降の呼びかけに反応する住民の命を奪いました。こうして沖縄住民の人々が、日本兵がいる所では集団自決を強いられて、日本軍がいないところでは米軍に投降し、助かっているという事実が残されています。日本軍が住民を守らなかったという事実です。

そのことを作家の大江健三郎さんは、1970年に出版された「沖縄ノート」で描き、沖縄戦の悲惨さを伝えています。しかし、2005年になって、大江さん、出版元の岩波書店に対して慰謝料を請求する裁判が、日本軍の指揮官の遺族を中心とした人々によって起こされたことがありました。沖縄ノートの記述されたことが名誉毀損に当たると、遺族を中心とした人々は訴えました。1970年に出版された本に、2005年になって訴えが起こされたことに非常に驚きました。

結局この裁判で、請求は棄却され、集団自決については日本軍が深く関わったものと認められると判決でも示されました。しかし、文科省の教科書から、この記述を消そうする動きが続いています。

4 嘘では平和は作れません。

安倍内閣は、安保法制の審議中だった２０１５年に憲法審査会で憲法学者が３人とも、安保法制は憲法違反だと述べたにも関わらず、広範な反対の声を押さえ込み、「国民の平和と安全な暮らしを守り抜くため不可欠だ」と法の成立を急ぎました。

２０１７年に安保法制に対して、現職の自衛官が集団的自衛権の行使は違憲とし、法が定める「存立危機事態」になっても、防衛出動の命令に従う義務が無いことの確認を求めた裁判が東京地裁でありました。ところが、この裁判で国側は自衛官の主張を「国際情勢に鑑みても具体的に想定しうる状況にない」「抽象的な仮定に過ぎない」と述べています。これは、２０１５年の時の安保法制の成立を急いだ安倍内閣が述べていたことと、矛盾しています。それに、この裁判があった２０１７年の総選挙の時に、政府与党はこの選挙を「国難選挙」と言い、北朝鮮のミサイル攻撃を盛んに宣伝して、Ｊアラートが鳴らないのに、４月２９日には、東京メトロ全線、東武東上線、北陸新幹線の一部を止めています。お隣の韓国では普段と変わらない同じ日常が続いていました。そして、文科省が９月８日には、北朝鮮のミサイルに関する学校対応についてはじめて通達を出しました。Ｊ・アラートが出た場合は、学校では、机の下に児童を潜らせる訓練をしました。この様に、存立危機事態が起こるというメッセージを私たちに送り続けたのです。

ところが２０１７年に起こされた自衛官による東京地裁での裁判になると、国側は「存立危機事態は想定出来ない」と真逆の主張をしています。

私は政府のこうした対応から、これまでの歴史に背を向け、政府は嘘をついて私達に安保法制の必要性を説いていると感じています。

５ １９８０年、海上自衛隊が初めて環太平洋合同演習に参加し、その後、２年ごとの軍事演習に参加しました。１９９２年ＰＫＯ協力法が成

立し、国際貢献の名の下に、カンボジアに陸上自衛隊が初めて派遣されました。

今の憲法の下、戦闘行為に参加できないと言われていますが、海外派遣が当たり前の様に続いています。

安保法制により、時の政府の恣意的な「存立危機事態」と判断されれば、国策として戦争行為に参加することになります。民主主義社会は透明性に裏打ちされて発展する社会であるのに、南スーダンの PKO 活動に現れるように、日報が意図的に破棄されたり、黒塗りで出されたりする事が許される社会では、自由に発言をして、平和的に生きる条件が消されていくのを感じます。

この事からも、安保法制定・施行は、戦争行為に自分たちが強制的にかかり出される動きを感じています。私は人として認められたいからこそ、相手の思いも大事にできました。戦争はこのことが許されません。

平和と言う字は、穀物を平等に口にすることだと、古くから言われています。武力の行使で平和を作る事はできないし、嘘で作られた国策を押しつけられるのは、苦痛を感じます。

以上